

学校いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日
秋田県立稲川支援学校

1 いじめ防止等に関する基本姿勢

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするために、いじめは決して許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、早期の段階におけるいじめの発見、実態の的確な把握、いじめへの的確な対処が重要であることに鑑み、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識の下、児童生徒との信頼関係に基づいて、学校全体で組織的・実効的に取り組み、いじめの問題を克服することを目指していかなければならない。

【平成 29 年 3 月 9 日（改訂） 秋田県いじめ防止等のための基本方針より】

○ いじめの定義の理解

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係にある他の児童生徒から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が、法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省 いじめ防止対策推進法より】

2 未然防止への取組（１）～（６）

「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こりうる」という共通認識を全教職員がもち、日頃から校内における好ましい人間関係を築きながら、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」を行う。

児童生徒の思いやりの心を醸成し、互いの立場や考え方を尊重し合う心を育成するために、日々の授業や学校行事等の特別活動、部活動等の教育活動全体を通して道徳教育を推進し、好ましい人間関係の形成と豊かな人間性を育みながら、健康で規範のある集団づくりに努める。

（１）教職員の気付きと確かな実態把握

児童生徒と場を共有し共に活動することで、児童生徒の日々の些細な言動から、各々がおかれている状況や精神状態を推し量る感性を高める。

日常の行動観察に努め、教職員間で情報交換を行う他、定期的に悩みやいじめに対する実態把握を行ったり、教育相談の場を設けたりするなど、児童生徒が自ら、いじめを訴えたり、また、他者が通報したりしやすい体制づくりを整える。

(2) 認め合い、助け合う仲間づくりの醸成

自分の思いを素直に友達や教師に伝え合える温かい学級経営づくりに努め、児童生徒一人一人が自己有用感をもち、互いの存在を大切に思える集団を醸成する。

(3) 自尊感情を高める学級活動、学年、学校行事の展開

学校生活の中で仲間と触れ合う機会や場面を積極的に設定し、お互いの思いや性格の違いを認め合える経験を重ねさせる。また、「みんなのために役割を果たす」という経験を通して、「できた」「みんなの役に立てた」という自己肯定感に繋げていく。

(4) 人権教育の導入

小さな事案を見逃さず、相手の存在や気持ちを踏みにじる行為は、絶対に許されないことを理解させる。人が嫌がる行為、人の気持ちを傷つける言動などについて、児童生徒の心情に対する理解能力を考慮しつつ、丁寧に段階的に指導する。

(5) 職員間の協力体制

「心を育てる教育」「情報モラル教育」について、学部会・職員会議等で共通理解し、児童生徒の情報共有と指導にあたる。また、事案発生を常に予期し、いじめ対策委員会（生徒指導対策委員会）を立ち上げる。事案によっては、外部専門機関の協力を得る（児童相談所、警察、医師、特別支援教育アドバイザー、教育専門監等）

(6) 保護者・地域への理解推進

児童生徒の心の成長について学ぶ機会として、PTA研修を設けたり、直接保護者と意見交換できる場を設定していく。日頃の保護者とのやりとりを通して、確かな信頼関係を構築し、事案発生時には、その解決に向けて互いの役割を果たすことができるようにする。

また、教育活動について、広く地域に発信し、地域における学校に対する関心と理解を高めることで、児童生徒の生活の見守りと安全への協力を得ていく。

3 早期発見の取組（１）～（３）

児童生徒一人一人に正面から向き合い、児童生徒の言葉や思いをしっかり受け止め、児童生徒をかならず守るという姿勢をもつ。常に、児童生徒から目と気持ちを離さず、悩みや問題を抱えている児童生徒に気づき、心の奥に内在している思いや叫びを感じ取る。

(1) 日々の観察

休み時間や着替えの時間、トイレの時間、清掃の時間等、授業以外の時間にも目配りをする。児童生徒のいるところに、教師の姿が感じられ、また、児童生徒と教師が楽しく関わる機会や時間をもつようにする。

学級内、学部内、学校全体での児童生徒の人間関係を把握し、グループによる疎外や嫌がらせ等の不適切な言動がないか気を配る。気になる行動や言動が表出したときは、機を逃さず適切に指導する。

(2) 教育相談

日頃からの児童生徒との信頼関係を高め、児童生徒が、助けを求めやすい、相談しやすい、頼りやすい雰囲気と環境をつくる。また、全校児童生徒を対象とした教育相談週間を設ける等、特別感のない相談体制を準備する。相談には、些細な事と感じられたことであっても真摯に対応し、教師が児童生徒に不信感をもたせないよう、それによって、いじめの芽を見逃さないよう注意する。

<対応にあたって>

- 本人の訴え：心身の安全を保証する。「全力で守るからね。」
事実関係や気持ちの傾聴
危険回避の場所や時間の提供
教師やカウンセラー等による心のケア
- 周囲の訴え：心身の安全を保証する。「情報の発信元を明かさない」
勇気ある行動の受容
- 保護者の訴え：傾聴
保護者の心情理解
解決に向けた情報共有
(日頃からの保護者との信頼関係を解決のベースとする)

(3) 連絡帳の活用

必要に応じて、連絡帳での学級担任と児童生徒、保護者との連絡（やりとり）を活用する。
緊急の事案については、教育相談や家庭訪問を実施する。

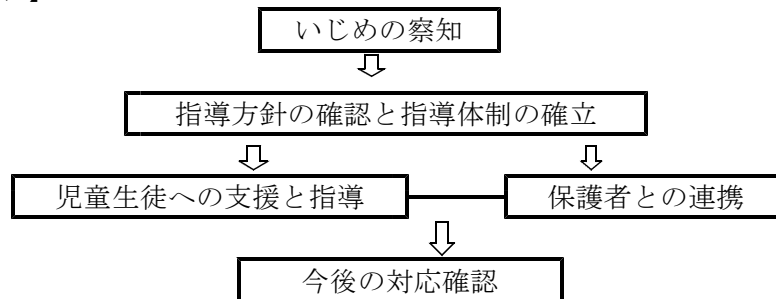
【資料：・いじめの態様】<抵触する可能性のある刑罰法規>

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。～脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視。(刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様毅然とした対応が必要。)
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。～暴行
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。～暴行、傷害
- ⑤金品をたかられる。～恐喝
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。～窃盗、器物破損
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
～強要、強制わいせつ
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。～名誉毀損、侮辱

4 早期対応について

いじめの兆候を察知したときは、即時に適切な対応をする。学級担任一人で抱え込まず、学部、学校全体で組織的（いじめ対策委員会）に対応し、継続的に見守っていく。

【指導の流れ】



【事実確認】

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？（被害者と加害の確認）
- ◆ いつ、どこで起こったか？（時間と場所の確認）
- ◆ どんな内容か？どんな被害があったか？（内容）
- ◆ いじめのきっかけは？（背景と要因）
- ◆ いつから、どのくらい続いているか？（期間）

(1) ○ いじめを受けた児童生徒に対して

- ・ 共感による心の安定
- ・ 事実確認
- ・ 秘密の厳守
- ・ 解決への希望

○ 保護者に対して

- ・ 事実関係の伝達
- ・ 学校の指導方針の伝達
- ・ 保護者への共感的理解
- ・ 児童生徒への見守りの願い

(2) ● いじめたとされる児童生徒に対して

- ・ 事実確認
- ・ 毅然とした指導
- ・ 気持ちの聞き取りと心理背景の把握

● 保護者に対して

- ・ 事実の伝達
- ・ 相手方の心情理解
- ・ 家庭での指導の依頼
- ・ 今後の対応への助言

(3) 他児童生徒への指導

- ・ 当事者の問題にせず、学級、学部、学校全体の問題として事案を分かりやすく提示し、心情理解を促すことで「いじめをしない」さらには「いじめをさせない」という意識を高める。

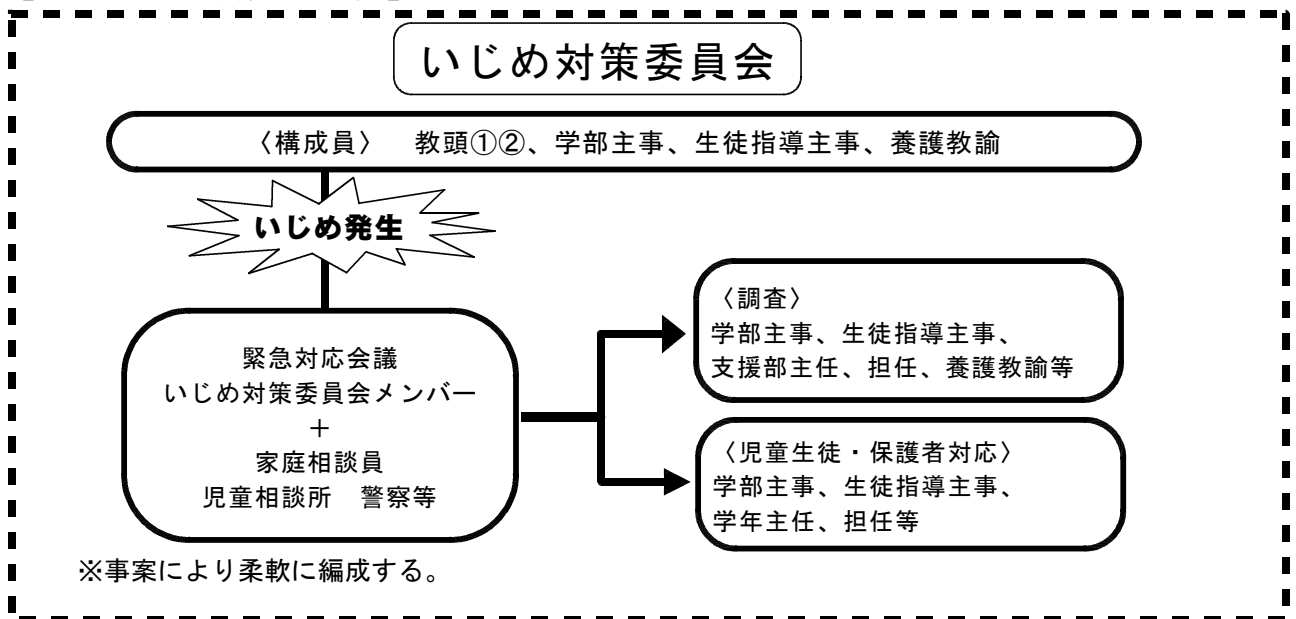
いじめ問題への体制整備

秋田県立稲川支援学校

いじめ問題への取組は、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的に行う。

(1) いじめ対策委員会の設置（組織的対応の流れ）

【いじめ対策委員会組織】



※いじめ対策委員会①⑥は、全メンバー参加で開催し、②～⑤は、年間４回行われる拡大支援部会内で開催する。

※緊急対応会議は、いじめ事案発生時に開催し、事案に応じてメンバーを編成して対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応は、職員朝会や職員会議等において迅速に報告し、周知徹底を図る。

(2) いじめ防止指導計画

◎ 年間を通して、事案発生時は、緊急対応会議（いじめ対策委員会）を開催する。

◎ 適宜「いじめ対策委員会」の主導のもと「ケース会」を実施する。

	職員会議等	防止対策	早期発見
4月	いじめ対策委員会① (方針について)		新入生における引継ぎ事項の確認
5月	いじめ対策委員会② (情報共有)	いじめ実態把握①（保護者との個別面談での聞き取り）	
6月		情報モラル教室①	
7月	いじめ対策委員会③ (情報共有)		P T Aでの理解啓発 生徒との個別面談①での聞き取り

8月			
9月		いじめ実態把握②（保護者との個別面談での聞き取り）	
10月			
11月		情報モラル教室②	
12月	いじめ対策委員会④ （情報共有）		生徒との個別面談②での聞き取り P T A（保護者面談）
1月		いじめ実態把握③（保護者との個別面談での聞き取り）	
2月	いじめ対策委員会⑤ （情報共有）		生徒との個別面談③での聞き取り P T A（保護者面談）
3月	いじめ対策委員会⑥ （振り返りと課題検討）	情報モラル教室③ （入学説明会の中で新入生と保護者向けに実施）	

(3) 関係機関との連携

学校において教職員が、児童生徒や保護者から「いじめ相談」を受けた場合は、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、その全てを直ちに管理職及び「いじめ対策委員会」に報告する。

学校において上記の報告があった場合は、速やかに秋田県教育庁特別支援教育課へ報告し、「いじめ対策委員会」により、情報の共有や事実関係の確認を行う。

解決が困難、また、緊急を要する事案については、警察や福祉関係者等の関係機関の指導、助言により早期解決を目指す。

※生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

速やかに秋田県教育庁特別支援教育課、警察へ報告・連絡する。管理職が中心となり、組織的に対応し迅速に事案の解決を図る。

事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口（教頭）を明確にし、誠実な対応に努める。

事案によっては、学部、学校全体の保護者に説明する必要の是非を判断し、必要とした場合は、当事者、保護者の同意を得た上で、文書通知を行うか、または保護者会を開く。

(4) 教職員の研修

今後、本校「学校いじめ防止基本方針」を活用した校内研修会を実施し、全教職員で方針に対する共通理解を図る。また、「情報モラル教育」についての職員研修を実施し、職員の意識を高めていく。